猶予期間を経過するも転勤希望者甚だ少く已むを得ず会社は全月十五日十二名に大改轉勤を命ずるに対し希望者八名に休職を命ぜられ休職者は休職中日給三分の一を支給す一方会社は十月十人の重役会議を開き来る大改革に対し重役以下全従業員一同の月収一割を減給すべく決定同日此のことを職工に発表す然るに十二名の内三名は辞職し大改轉勤を内諾したる者は二名にして七名は何等回答を為さず却て休職を命ぜられる職工と結束して有利の解決を為さんと協議し十月二十人の某内使部外十六名は機械技工組合に加入すると共に入会者一、五四二上浦方を技工組合連合支部として申請する

某の三名の辞職者には既定の手当を支給す

十月二十五日 職工常傭團より大改轉勤取消し休職解除一割減撤廃を申請す

二十九日 会社は右要求を拒絶し引続き営業継続なりしかば十一月三日夕刻五時より向後五日間休業を宣し其の期間給料を支給せざるべきを発表す

三十日 職工の要求書

一、三つの條件を撤廃すること

二、解雇手当を同様に三百円支給すること

三、退職慰労金の創

一年未満五拾円一年以上一ヶ月を増す毎に十円追加

十月三日 会社は之れを拒絶す